

留寿都村告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年度及び令和6年度において、留寿都村が発注する建設工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）に必要な資格等を次のとおり定める。

令和 5年 1月16日

留寿都村長 佐藤 ひさ子

第1 資格の種類

令和5年度及び令和6年度において留寿都村が締結しようとする契約のうち、表の左欄に掲げる契約に係る入札参加資格者に必要な資格は同表右欄に掲げるものとする。

契約の種類	資格の種類
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を必要とする建設工事	建設工事
測量の委託契約、土木施設物設計の委託契約、地質調査の委託契約、建築物設計の委託契約、建築設備設計の委託契約、工事関係の高度な技術的資料作成の委託契約、その他これらに類する契約	設計等

第2 資格要件

1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- 税（国税、都道府県税、市町村税）を滞納している者でないこと。

2 審査基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、令和5年1月1日とする。

3 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 建設工事

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、審査基準日において、引き

続き2年以上その営業を営んでいること。

イ 建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観事項の審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が資格有効期間の始期時点で有効な審査基準日であること。

ウ 経営事項審査において、工事種別に対応する完成工事高があること。

(2) 設計等

ア 測量の委託契約に係る競争入札に参加しようとする場合にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 建築物設計の委託契約に係る競争入札に参加しようとする場合にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

ウ 審査基準日において、引き続き1年以上その営業を営んでいること。

エ 審査基準日の直前1年間に、希望する種別に関して事業高のあること。

第3 資格審査の申請の時期等

資格審査の申請の時期等は次のとおりとする。

- 1 申請受付期間 令和5年2月1日(水)から同年2月28日(火)まで
- 2 申請書類提出先 留寿都村役場 建設課
- 3 提出方法 郵送（村内業者のみ持参可能）

※ 附票(控)もしくは受理票の返送を希望する場合は、返信用の封筒、切手を同封すること。

- 4 提出部数 1部
- 5 提出書類 別記 申請書類一覧のとおり

第4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第5 資格の喪失

入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該入札参加資格者の資格を失う。

- 1 政令第167条の4第1項に規定する者となったとき。
- 2 政令第167条の4第2項の規定により資格有効期間を超えて競争入札への参加を排除される者となったとき。
- 3 営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- 4 その他第2に定める資格要件を欠くに至ったとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により継承した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (4) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

資格審査の再申請をしようとする者は、第3の2の申請書類提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 その他

入札参加資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、留寿都村が実施する入札等に参加することができない。

なお、資格審査の申請の際には、上記に該当しないものであるとともに、今後これらの者とならないこと等の誓約書を提出しなければならない。

別記 申請書類一覧

建設工事・設計等・・・・・・・・・・[道内市町村統一様式]

- (1) 建設工事等競争入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・[様式1]
- (2) 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書の写し）・・[様式2]
- (3) 工事（事業）経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・[様式3]
- (4) 工事経歴書集計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・[様式3の2]
- (5) 技術者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・[様式4]
- (6) 代表者身分証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・[様式5]
- (7) 登記事項証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・[様式6]
- (8) 許可・登録証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・[様式7]
- (9) 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し・・[様式8]
- (10) 建設工事入札参加資格審査申請書付票・・・・・・・・・・[様式9]
- (11) 設計等入札参加資格審査申請書付票・・・・・・・・・・[様式10]
- (12) 納税証明書（支店等に委任する場合は、委任する本社等と受任する支店等両方。コピー可）
- (13) 誓約書（暴力団に関する誓約書。押印不要）
- (14) 宣誓書（競争入札参加要件及び本村に納税義務のある村税並びに使用料等に未納がないこと
の宣誓と関係書類等の閲覧の承諾。押印不要）
- (15) 委任状（行政書士に委任した様式については押印が必要となります）